

職員の退職手当に関する条例施行規則

平成27年3月30日規則第61号

第1条 職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。